

平成28年10月1日から、

事業者の皆様へ

リサイクルできる古紙は 青岸清掃センターに搬入できません！

リサイクルできる古紙



リサイクル業者へ

リサイクルできない古紙



青岸清掃センターへ

リサイクル業者までの古紙の運搬については、

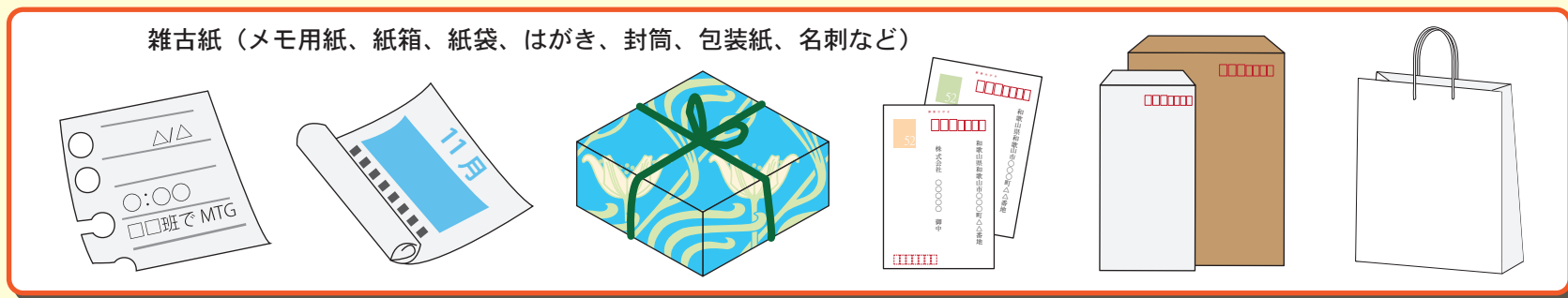
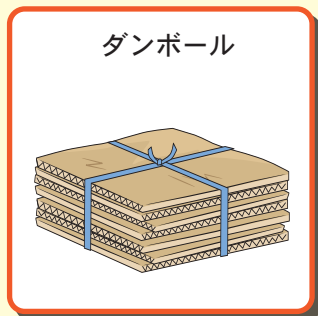
現在取引のある一般廃棄物収集運搬許可業者やリサイクル業者（再生事業者、古紙回収事業者等）とご相談ください。

1. 和歌山市では、事業系古紙類の資源化を推進するため、リサイクルできる古紙類（機密書類を含む）の青岸清掃センターへの搬入を規制しています。
2. ピット前で展開検査を実施し、リサイクルできる古紙の混入を確認した場合は指導または、持ち帰っていただきます。
3. 事業者の皆様には、資源分別の徹底及び産業廃棄物の混入防止など引き続きご協力をお願いします。

（出版・製本・印刷物加工業、建設業などから出る紙ごみは産業廃棄物なので、適正に処理してください。）

分別方法については裏面をご覧ください。

リサイクルできる古紙【一般的な分別例】



機密文書とは、個人情報や社外秘情報など機密性の高い情報が記載された文書のことです。機密文書もリサイクル可能な資源物です。

注意！

1. ファイルの金具やクリップなど紙以外のものが混入しているとリサイクルの支障となりますので必ず取り除いてください。
2. 油や汚水などで著しく汚れたものはリサイクルできませんので、事業系一般ごみとして青岸清掃センターに搬入してください。（ただし、有料となります。）

リサイクルできない古紙 ✕

- *ティッシュペーパー
- *ニオイの付いた紙（石鹼の包装紙など）
- *感熱紙（レシートなど）
- *ワックス加工した紙（紙コップ、アイス・ヨーグルトの容器など）
- *アルミ加工紙
- *写真
- *防水加工紙
- *カーボン紙
- *圧着はがき
- *ロウ付きダンボール（ロウを染み込ませた素材）